

「土木工事共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九州地方整備局の土木工事共通仕様書（R7.3）に準拠する。
- ・改定のあった基準書等に基づき修正や追加を行う。

2 主な改定点

※ [] 内は箇所数

	工種等	変更点
第1編 共通編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[6] ・字句の修正 [3]
第2編 材料編		・字句の修正 [3]
第3編 工事共通編	2章3節25 銘板工	・基準書等の更新による修正（引用年月日等）[7] ・字句の修正 [4] ・「銘板工」修正（国準拠） 銘板寸法 『板厚 8mm』 → 『板厚 3mm』
第6編 河川編	4章3節8 鑄造費	・基準書等の更新による修正（引用年月日等）[7] ・橋歴板の材質に係る記載の統一 『第3編 2-2-3-25 銘板工の規定による』
第7編 河川海岸編		・字句の修正 [2]
第8編 砂防編		・基準書の更新による修正（引用年月日等）
第9編 ダム編		・字句の修正 [2]
第10編 道路編	4章3節11 鑄造費等	・基準書の更新による修正（引用年月日等）[6] ・橋歴板の材質に係る記載の統一 『第3編 2-2-3-25 銘板工の規定による』 [5] ・字句の修正 [2]
第11編 その他	7章1節（工事着手前に確認すべき事項）	・字句の修正 [25] ・「監理技術者等の途中交代」追加 ・「監理技術者等の専任を要しない期間」追加 ・「猛暑日による不稼働日数の設定について」追加 ・「情報共有システムの活用について」追加 ・「「週休2日」工事について」修正 ・「工事現場の現場環境改善」修正

（第4編，5編は欠番）